



# 熊本県公報

第12803号  
平成31年(2019年)  
3月1日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 種畜証明書書の書換交付…………… (畜産課) 1
- 種畜証明書の交付…………… ( // ) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録辞退… (高齢者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退… ( // ) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録… ( // ) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録… ( // ) 3
- 介護療養型医療施設辞退…………… ( // ) 3
- 介護医療院許可…………… ( // ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害図書指定…………… (くらしの安全推進課) 4
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 4
- 熊本港コンテナターミナルの指定管理者の指定…………… (港湾課) 5
- 八代港コンテナターミナルの指定管理者の指定…………… ( // ) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 道路の区域変更…………… ( // ) 6
- 道路の区域変更…………… ( // ) 6
- 道路の供用開始…………… ( // ) 7
- 道路の供用開始…………… ( // ) 7

### 公 告

- 公共測量の実施…………… (監理課) 7
- 平成31年度(2019年度)前期技能検定の実施…………… (労働雇用創生課) 8
- 平成31年度(2019年度)技能検定(随時実施分)の実施…………… ( // ) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 15
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 15
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 16
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 17
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 18
- 道路の位置の指定…………… ( // ) 19

### 登 載 依 頼

- 平成30年度熊本県いじめ防止対策審議会(第21回から第23回まで)の開催…………… (いじめ防止審議会) 19
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定…………… (学校人事課) 19
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表の一部訂正…………… (選挙管理委員会) 26
- 平成30年度(2018年度)宇城地域保健医療推進協議会の開催…………… (宇城地域保健医療推進協議会) 27

## 告 示

熊本県告示第154号  
次のおり種畜証明書を書換交付したので、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第2項の規定により公示する。  
平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11381197082	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県合志市栄3801 熊本県農業研究センター	熊本県玉名市横島町 共栄37 独立行政法人家畜改良センター熊本牧場

**熊本県告示第155号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	種畜の名号	品 種	検査成績	飼養者	検査場所
平成31年 (2019年) 2月13日(水)	11351094113	銀河	褐毛和種	1級	熊本県農業研究センター	合志市
	11351094229	鶴福	褐毛和種	1級		
	11356978029	球	褐毛和種	1級		
	11356988400	栄重川	褐毛和種	1級		
	11364566898	第十五月	褐毛和種	1級		

**熊本県告示第156号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の6第2項の規定により登録喀痰吸引等事業者から登録の辞退の届出があったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日	サービスの種類
医療法人弘生会 熊本市東区新外三丁目9番1号	介護老人保健施設 心ほか 熊本市東区新外三丁目9番1号	431100331	平成31年 (2019年)1月3日	介護老人保健施設

**熊本県告示第157号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項の規定において準用する同法第48条の6第2項の規定により登録特定行為事業者から登録の辞退の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日	サービスの種類
医療法人弘生会 熊本市東区新外三丁目9番1号	介護老人保健施設 心ほか 熊本市東区新外三丁目9番1号	431100331	平成31年 (2019年)1月3日	介護老人保健施設

**熊本県告示第158号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
------------	-------------	------	-------	---------

医療法人弘生会 熊本市東区新外 三丁目9番1号	介護医療院 心ほ か 熊本市東区新外三 丁目9番1号	431100377	平成31年 (2019年) 2月19日	介護医療院
-------------------------------	-------------------------------------	-----------	---------------------------	-------

**熊本県告示第159号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人弘生会 熊本市東区新外 三丁目9番1号	介護医療院 心ほ か 熊本市東区新外三 丁目9番1号	431100377	平成31年 (2019年) 2月19日	介護医療院

**熊本県告示第160号**

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
医療法人外山胃腸病院 人吉市南泉田町1番地	医療法人外山胃腸病 院	平成31年(20 19年)2月10 日	介護療養型医 療施設

**熊本県告示第161号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護医療院）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
外山胃腸病院 介護医療院 人吉市南泉田町1番地	医療法人外山胃腸病院	平成31年(201 9年)2月11日

**熊本県告示第162号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
空 荒尾市蔵満2070	株式会社 空 荒尾市荒尾1906-3 増田 あゆみ	就労継続支援A型	平成31年(2 019年) 2月19日

熊本県告示第163号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第9条第1項の規定により少年に有害な図書として平成31年（2019年）2月20日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。  
平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種別	図書名	指定理由
有害図書	実話時代3月号（三和出版株式会社） ナックルズ極ベスト MILLION MOOK41 vol. 24 （ミリオン出版株式会社）	著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第164号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。  
平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

木山・宮園地区（大規模）

上益城郡益城町大字木山字市之後542番1、542番2、542番3、542番4、542番5、542番6、543番1、543番2、543番3、543番4、543番5、544番、544番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、545番1、545番2、545番3、546番1、546番5、546番7、547番1、548番1、548番2、548番3、548番4、548番5、549番1、549番2、549番3、549番4、549番5、549番6、551番1、552番1、552番2、552番3、552番4、552番5、552番6、552番7、552番8、553番1、553番2、553番3、553番4、553番5、553番6、553番7、553番8、553番9、553番10、553番11、553番12、553番13、553番14、553番15、553番16、553番17、553番18、554番2

上益城郡益城町大字木山字下辻555番1、555番2、555番3、555番4、555番5、555番6、555番7、555番8、555番9、555番10、555番11、555番12、555番13、556番1、556番2、556番9、556番11、556番12、556番13、556番14、556番15、556番16、556番17、556番18、556番19、556番20、556番21、556番22、557番合併3、556番・557番合併4、556番・557番合併5、556番・557番合併6、556番・557番合併7、558番1、558番2、558番3、558番4、558番6、558番7、558番8、558番9、558番10、558番11、559番、560番1、560番2、560番3、560番4、560番5、560番6、560番7、560番8、560番9、560番10、560番11、560番12、560番13、560番14、560番15、561番1、561番2、561番3、561番4、561番5、561番6、561番7、561番9、562番1、562番2、562番3、562番4、562番6、562番7、562番8、562番9、563番1、563番2、563番3、563番4、563番5、563番6、563番8、563番12、563番13、563番14、563番18、563番17、563番19、563番20、563番21、563番22、564番1、564番2、564番3、564番4、564番5、564番6、564番7、564番8、564番9、564番10、564番11、564番12、564番13、565番8

上益城郡益城町大字宮園字辻661番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、661番5、661番6、661番7、661番8の一部（次の図に示す部分に限る。）、661番10、661番11、661番13、662番1、662番2、662番3、662番6、662番4、662番5、662番6、662番7、662番8、663番1、663番2、663番3、663番4、663番5、663番6、663番7、663番8、664番1、664番2、664番3、664番4、664番5、664番6、664番7、665番3、665番4、665番6の一部（次の図に示す部分に限る。）、665番20、665番21、665番50、665番52の一部（次の図に示す部分に限る。）、721番1、721番2、721番3、721番4、721番5、721番6、721番7、722番1、722番2、722番3、723番2、724番2、724番3、

724番4、724番5、724番6、724番8、724番9、724番10、724番11、724番13、724番14、724番15、724番17、724番18、724番19、724番21、724番22、724番23、724番24、724番25、724番26、724番27、724番28、724番29、724番31、724番32、724番33、724番34、728番1、728番2、728番3、728番4、728番4地先の道、728番5、728番6、728番7、728番8、728番9、728番10、728番11、728番12、728番13、728番14、729番1、729番2、729番3、729番4、729番5、729番6、729番7、730番1、731番1、731番6、731番7、731番8、731番9、732番1、732番2、732番3、732番4、732番5、732番6、732番7、732番8、732番9、733番1、733番2、733番3、733番4、733番5、733番7、733番8、733番9、733番10、733番11、733番12、733番13、733番14、733番15、733番16、733番17、734番1、734番2、734番3、735番1、735番2、735番3、735番4、735番5、735番6、735番7、735番8、735番9、735番10、735番11、735番12、735番13、735番14、736番1、736番2、736番3、736番4、736番5、736番6、736番9、736番10、736番11、736番13、737番1、737番2、737番3、737番4、737番5、737番6、737番7、737番8、737番9、738番1、738番2、738番3、738番4、738番5、738番6、738番7、738番8、739番1、739番2、739番3、739番4、739番7、739番8、739番9、739番10、739番11、739番12、740番1、740番2、740番3、740番5、740番6、740番7、740番8、740番10、740番11、740番12、740番13、740番14、740番15、740番16、740番17、740番18、740番19、740番20、740番21、741番1、741番2、741番3、741番4、741番5、741番6、741番7、741番8、742番1、742番2、742番3、742番4、742番5、742番6、742番7、742番8、743番3、744番1、744番2、744番3、744番4、744番5、744番6、744番7、744番8、745番1、745番2、745番3、745番4、745番5、745番7、745番8

上益城郡益城町大字宮園字一之迫753番2、753番6、753番7、753番8、754番2、754番4、754番6、754番7、754番10、754番11、754番12、754番13、755番2、755番3、756番1、756番2、757番1、757番2、757番3、757番4、757番5、757番6、757番7、757番8、757番9、758番2、758番7、758番8、758番9、758番10、758番11、758番12、758番13、764番2、764番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、764番7、859番6、859番7、859番8、860番1、860番2、860番4、860番5、860番5地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、860番6、860番7、861番1、861番2、861番3、861番4、862番1、862番2、862番3、862番4、862番5、862番6、862番7、862番8

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第165号**

熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第16条第1項の規定により熊本港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指  
 定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次  
 とおり告示する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本港コンテナターミナル	熊本市西区新港二丁目2番地	くまもとファブ株式会社 代表取締役社長 小原忠隆	平成31年(2019年)4月1日から 平成36年(2024年)3月31日まで

**熊本県告示第166号**

熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第16条第1項の規定により八代港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指  
 定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次

とおり告示する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代港コンテナターミナル	八代市昆舎丸町1番3号	松木運輸株式会社 代表取締役社長 松木喜一	平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで

**熊本県告示第167号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字横居木字岩花 977番1地先から 同所 977番1地先まで	前	4.8 ～ 21.9	186.6	災害防除
			後	6.5 ～ 49.8	186.6	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月1日

**熊本県告示第168号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠字下津留 1864番3地先から 同所 1848番1地先まで	前	9.5 ～ 17.1	113.0	活力基盤交付金
			後	13.2 ～ 20.5	113.0	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月1日

**熊本県告示第169号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

一般県道	和仁山鹿線	山鹿市城字鬼天神 1337番1地先から 山鹿市石字棚田 1914番1地先まで	前	4.3 ～ 15.0	577.7	単道改
			後	4.3 ～ 15.0		
					14.5 ～ 47.6	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月1日

**熊本県告示第170号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字上坂下字慈姑原 2286番1地先から 玉名郡南関町大字上坂下字外郷 1830番1地先まで	361.2	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月4日

**熊本県告示第171号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	山鹿市鹿央町持松字上ノ原 2178番地先から 同所 2181番1地先まで	100.0	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月1日

**公 告**

**熊本県公告第114号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により西日本高速道路株式会社九州支社熊本高速道路事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量)	平成31年(2019年) 2月20日から 平成31年(2019年) 5月12日まで	熊本市北区植木町南東部 及び北区改寄町北東部

熊本県公告第115号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成31年度(2019年度)前期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により次のとおり公示する。  
平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 実施職種(作業)

(1) 1級及び2級

造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業及びフライス盤作業)、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ワイヤ放電加工(内装板金作業及びダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具組立加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 単一等級

枠組壁建築(枠組壁工事作業)

(3) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、化学分析(化学分析作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

次の(ア)から(エ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

- (ア) (イ)から(エ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき17,900円
- (イ) 実技試験の2級又は3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(エ)に掲げる者を除く。) 1職種につき8,900円
- (ウ) 実技試験の3級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条第1項の高等学校、中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項の高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者をいう。(エ)において同じ。)である受検者(エ)に掲げる者を除く。) 1職種につき11,900円
- (エ) 実技試験の3級を受けようとする在校生であって、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者(出入国管理及び難民



- 認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 1職種につき  
2,900円
- イ 実施期日  
実技試験は、平成31年(2019年)6月7日(金)から平成31年(2019年)9月10日(火)までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実施場所  
実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- エ 問題の公表  
実技試験の問題は、平成31年(2019年)5月31日(金)に熊本県職業能力開発協会から公表する。
- (2) 学科試験  
ア 学科試験の手数料 1職種につき3,100円  
イ 実施期日

等級	検 定 職 種 (作 業)	実 施 年 月 日
3級	園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、建築大工(大工工事作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、化学分析(化学分析作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)	平成31年(2019年)7月14日(日)
1級及び2級	造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)及び塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)	平成31年(2019年)8月25日(日)
3級	金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)	
1級及び2級	機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)及び内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フ	平成31年(2019年)9月1日(日)

	イルム工事作業)	
1 級及 び 2 級	放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業及び壁装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成 3 1 年（2 0 1 9 年） 9 月 8 日（日）
単一等 級	枠組壁建築（枠組壁工事作業）	

※ 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類

本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）

(ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(エ) 特別永住者証明書又は在留カード

(オ) 健康保険被保険者証

(カ) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(キ) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

所在地 〒 8 6 1 - 2 2 0 2

熊本県上益城郡益城町田原 2 0 8 1 - 1 0 電子応用機械技術研究所内

電話 0 9 6 - 2 8 5 - 5 8 1 8

(3) 受付期間

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 3 日（水）から平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 1 6 日（火）まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、郵送による申請書は、平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 1 6 日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。

ただし、受検申請を受け付けた後、手数料に過払いが生じた場合は、過払い額を返還する。

6 合格発表等

(1) 合格発表

技能検定の合格者の受検番号を、次に掲げる合格発表日に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーの掲示板に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。

ア 平成 3 1 年（2 0 1 9 年）7 月 1 4 日（日）に学科試験を実施する検定職種

合格発表日 平成 3 1 年（2 0 1 9 年）8 月 3 0 日（金）

イ ア以外の日に学科試験を実施する職種

合格発表日 平成 3 1 年（2 0 1 9 年）1 0 月 4 日（金）

- (2) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が、合格発表日以降に書面にて通知する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等  
技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付される。  
このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。
- 7 その他  
技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

### 熊本県公告第116号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成31年度（2019年度）技能検定（随時実施分）を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。  
平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 実施職種（作業名）

随時に実施する2級、随時に実施する3級、基礎級  
さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服縫製作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製作業（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

#### 2 受検資格

- (1) 2級  
基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができる。
- (2) 3級  
基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができる。
- (3) 基礎級  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができる。

- 3 技能検定試験の方法  
実技試験及び学科試験
- 4 技能検定試験の手数料及び実施期日等
- (1) 実技試験
- ア 実技試験の手数料 17,900円
- イ 実技試験の実施期日  
平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで  
の間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実技試験の実施場所  
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- エ 実技試験問題の公表  
問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある)。
- (2) 学科試験
- ア 学科試験の手数料 3,100円
- イ 学科試験の実施期日  
平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで  
の間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 学科試験の実施場所  
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 5 受検申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面
- (2) 提出先  
熊本県職業能力開発協会  
所在地 〒861-2202  
熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内  
電話 096-285-5818
- (3) 受付期限  
原則として実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ30日前までとする。
- (4) 受検申請に関する注意等
- ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。  
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙  
請求」と朱書きし、宛先を記入し、かつ、140円切手(ただし、複数枚申請書が必要  
な場合は、金額を熊本県職業能力開発協会へ確認すること。)を貼った返信用封筒(定  
形外角形2号)を同封すること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」  
と朱書きすること。
- ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面  
を同封すること。
- 6 手数料の納付方法等  
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。  
なお、受検申請を受け付けた後に、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場  
合は、手数料を返還しない。
- 7 合格発表
- (1) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協  
会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付  
技能検定合格者には、熊本県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働省  
から2級及び3級の技能検定合格者に対しては、技能士章が交付される。
- 8 その他
- (1) 本公示の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「習得技能等の  
認定」に活用されるものである。
- (2) 実技試験における試験会場、試験用材料、使用機械、器工具等については、受入企  
業等に対しあらかじめ送付する実技試験実施要領に基づき、原則として受入企業等に  
準備を依頼する。
- (3) 不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力  
開発協会に問い合わせること。

**熊本県公告第117号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷1691番1、同1691番2、同1692番、同1693番、同1694番及び水路の一部  
1,157.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区水前寺四丁目13番8号  
株式会社経和不動産

**熊本県公告第118号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字広崎字大友771番1の一部、同771番3の一部、同772番の一部、同773番の一部、同782番1の一部及び同783番1の一部  
2,572.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字広崎786の1番地  
社会福祉法人耕心会

**熊本県公告第119号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字下陳字小路460番3及び同462番3  
212.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字辛川1519番地  
前田 守、前田 友子

**熊本県公告第120号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。  
平成31年（2019年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
井上 誠	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天主井上4951番ほか2筆
坂上 悟	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町大野下字柴原13番2ほか5筆
松本 憲二	玉名市横島町共栄	玉名市大浜町字鯨油4839番
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市北牟田字大堀595番20
農事組合法人ドリ ームファームとよ みず	玉名市宮原	玉名市川島字正林523番24
多田隈 圭志	玉名郡南関町上坂下	玉名郡南関町大字上坂下字野間2112番2ほか6筆
菊本 日出男	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田295

		2 番 1
2	認可年月日 平成31年(2019年)3月1日	

**熊本県公告第121号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社きくよう アグリ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字辛川字久保1835番
株式会社ワイエス ファーム	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字辛川字平ノ上2328番ほか3筆
西岡 孝義	菊池郡菊陽町曲手	菊池郡菊陽町大字辛川字東原99番
農事組合法人岳間 の杜	山鹿市鹿北町多久	山鹿市鹿北町多久字本多久1934番2ほか1筆
米田 豊喜	八代市沖町	八代市井揚町字式番割2716番1
合同会社稲津農産	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字賑1074番2ほか1筆
青木 啓太郎	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字宝出式番割997番1
上野 秋夫	八代市郡築二番町	八代市郡築二番町68番1(2分の1)
上野 秀広	八代市郡築二番町	八代市郡築二番町69番1ほか1筆
佐藤 裕樹	水俣市袋	水俣市袋字桧木迫2573番149ほか1筆
農事組合法人おこ ば	人吉市大畑麓町長谷 川内	人吉市大畑麓町字下笹原4467番ほか6筆
農事組合法人戸越 原野組合	人吉市下戸越町	人吉市下戸越町字畦無田1297番ほか4筆
農事組合法人楠浦 営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字下後新田9303番4
農事組合法人本町 営農組合	天草市本町本	天草市本町本字大橋7858番1ほか2筆
株式会社第八農園	天草市五和町御領	天草市新和町大宮地字道園4191番1ほか3筆
森岡 秀治	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字森ノ下4909番3ほか2筆
小林 照明	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字前ノ尾152番7ほか2筆
農事組合法人美農 里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1793番10

2 認可年月日  
平成31年(2019年)3月1日

**熊本県公告第122号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人菊池佐野	菊池市原	菊池市原字神園131番5ほか141筆
加茂田 文則	菊池市泗水町亀尾	菊池市泗水町亀尾字上谷3648番ほか3筆
加茂田 文則	菊池市泗水町亀尾	菊池市泗水町亀尾字東原3371番ほか1筆
株式会社菊池未来農場	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字中尾刈980番2ほか10筆

2 認可年月日  
平成31年(2019年)3月1日

**熊本県公告第123号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
奥名 政成	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字塔ノ木598番

2 認可年月日  
平成31年(2019年)3月1日

**熊本県公告第124号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
北住 春雄	上益城郡御船町七滝	熊本市東区画図町大字重富字餅溝584番ほか6筆
北住 春雄	上益城郡御船町七滝	熊本市東区画図町大字重富字石叶386番ほか62筆
山田 嘉和	熊本市東区画図東	熊本市東区画図町大字上無田字三反田11番ほか4筆
出田 知行	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字大島552番ほか4筆
出田 力	熊本市東区下江津	熊本市東区画図町大字重富字石叶366番ほか5筆
特定非営利活動法人こころみ会	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字道上883番ほか4筆
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字西長田633番ほか16筆
農事組合法人うめどう	熊本市西区小島	熊本市西区西松尾町字中塘添5119番1ほか1筆 (一時利用地 熊本市西区西松尾町字下割110番6)

中村 公夫	熊本市南区川口町	熊本市南区川口町字五反田3728番ほか2筆
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市南区御幸笛田町字葎ノ本1274番1
株式会社はなと	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町塚原字小木原315番1ほか1筆
岡本 栄一	熊本市南区富合町小岩瀬	熊本市南区富合町小岩瀬字長碓848番1ほか4筆
成松 敬介	熊本市南区富合町平原	熊本市南区富合町平原字大坪282番1ほか4筆
岩永 睦	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町東阿高字新開322番ほか1筆
岩永 孝司	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町東阿高字前田63番2ほか33筆
杉浦 照雄	熊本市南区城南町阿高	熊本市南区城南町阿高字大坪459番ほか4筆
岡村 美吉	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町東阿高字新開290番ほか2筆
岡村 美吉	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町東阿高字新開299番ほか1筆
荒木 守隆	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町東阿高字一位田596番
武田 浩信	熊本市南区城南町藤山	熊本市南区城南町藤山字火ノ宮274番ほか5筆
山口 仁三	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字木下75番ほか3筆
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字井龍474番ほか1筆
米岡 道隆	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字迎田98番1
上田 輝博	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町岩野字烏崎3281番1ほか8筆
緒方 昭博	熊本市北区植木町亀甲	熊本市北区植木町亀甲字東池上2009番ほか1筆
前田 和宏	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字木笠40番1ほか4筆
津田 眞吉	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町亀甲字東池上2004番2
西守 則一	熊本市北区植木町豊田	熊本市北区植木町有泉字石仏450番ほか9筆
青木 昇生	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町亀甲字薄井川1731番

2 認可年月日  
平成31年(2019年)3月1日

### 熊本県公告第125号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月1日から同月14日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 1 農用地利用配分計画の概要



賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西 道義	球磨郡あさぎり町上南	球磨郡あさぎり町上南字割付114番1
桑原 利典	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野98番1ほか1筆
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3214番1ほか1筆
古山 茂	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字朝ノ迫185番352
宮原 栄司	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字入口545番8ほか1筆
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字七折1490番ほか17筆
渡邊 邦友	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字白木4653番1
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字道園4200番ほか2筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4628番ほか1筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中村1356番1ほか2筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字大手546番ほか6筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字黒棒2178番1ほか1筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町新休字川添401番ほか2筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字大橋7853番2ほか1筆

2 申請年月日  
平成31年(2019年)2月19日

**熊本県公告第126号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月1日から同月14日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
園村 竹識	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟1257番
農事組合法人アグリたぐち	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字上新地2011番
農事組合法人アグリたぐち	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字上新地2012番
飯開 和雄	上益城郡山都町男成	上益城郡山都町川野字大道1657番1ほか23筆
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字下川原125番1ほか10筆
株式会社松岡グリ	上益城郡山都町下名	上益城郡山都町下名連石字中高楠567

ーンファーム山都	連石	1番ほか1筆
小野 伸也	天草郡苓北町志岐	上益城郡山都町御所字尾畑1876番3ほか4筆
山本 利幸	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町宮地字笠園3277番1ほか4筆
小坂 今朝和	阿蘇市赤水	阿蘇市赤水字本赤水959番1ほか1筆
岩下 雄治	阿蘇市三久保	阿蘇市内牧字南新井手887番3ほか3筆
株式会社阿蘇村上農場	阿蘇市永草	阿蘇市永草字堀1701番1ほか2筆
西島 悠祐	阿蘇郡高森町野尻	阿蘇郡高森町大字野尻字野尻598番ほか12筆

2 申請年月日  
平成31年(2019年)2月20日

**熊本県公告第127号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月1日から同月14日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
中村 明博	菊池市長田	菊池市出田字天祇357番
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市荒尾字七反坪2235番1
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市荒尾字七反坪2235番2ほか10筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市北牟田字居屋敷8番1
農事組合法人ドリームファームとよみず	玉名市宮原	玉名市小島字中新開218番
村田 輝幸	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番5ほか4筆
株式会社有田牧場	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字下寺原1672番17ほか7筆
川村 和弘	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字門入537番
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字七折1501番
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字上高原58番72ほか4筆
山下 修	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字石坂下6056番
農蘇 正順	人吉市井ノ口町	球磨郡山江村大字万江甲字田中316番

2 申請年月日  
平成31年(2019年)2月21日

**熊本県公告第128号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 上益城郡益城町大字福原字天神免529番2  
3,492.66平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡益城町大字宮園702番地  
益城町

**熊本県公告第129号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡御船町大字滝川1651番地1
- 2 築造者の氏名 有限会社ウエダホーム
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字茂正寺1283番11
- 4 道路の幅員 4.00メートルから6.00メートルまで
- 5 道路の延長 73.40メートル
- 6 指定年月日 平成31年(2019年)2月18日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第318号

**登載依頼**

**熊本県いじめ防止対策審議会公告第15号**

平成30年度熊本県いじめ防止対策審議会(第21回から第23回まで)の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成31年(2019年)3月1日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

- 1 開催日時及び開催場所
  - (1) 第21回熊本県いじめ防止対策審議会  
平成31年(2019年)3月7日(木)午前9時から午前11時20分まで  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
  - (2) 第22回熊本県いじめ防止対策審議会  
平成31年(2019年)3月12日(火)午前9時から午前11時20分まで  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
  - (3) 第23回熊本県いじめ防止対策審議会  
平成31年(2019年)3月18日(月)午前9時から午前11時20分まで  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 2 議題
  - (1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
  - (2) 審議
- 3 傍聴者の定員  
10人
- 4 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 5 その他  
今回の審議会では、「2 議題」のうち、(2)審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班  
(電話096-333-2720)

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

**熊本県教育委員会規則第1号**

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和30年熊本県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第 8 条 一 種 免 許 状 又 は 二 種 免 許 状 の 授 与 を 受 け よ う と す る 者 で 免 許 法 別 表 第 3 備 考 第 7 号 の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の の 単 位 の 修 得 方 法 は 、 次 に 定 め る と こ ろ に よ る 。  
 (1) 一 般 教 員 ( 免 許 法 第 2 条 に 規 定 す る 教 育 職 員 ( 養 護 教 諭 等 ( 養 護 を つ か さ ど る 主 幹 教 諭 、 養 護 教 諭 及 び 養 護 助 教 諭 を い う 。 次 号 に お い て 同 じ 。 ) ) 及 び 栄 養 教 諭 等 ( 栄 養 の 指 導 及 び 管 理 を つ か さ ど る 主 幹 教 諭 並 び に 栄 養 教 諭 を い う 。 第 3 号 に お い て 同 じ 。 ) を 除 く 。 ) を い う 。 以 下 同 じ 。 ) ( 第 4 号 か ら 第 6 号 ま で の い ず れ か に 該 当 す る 者 を 除 く 。 )

ア 小 学 校 教 諭 免 許 状

(ア) 二 種 免 許 状 を 有 す る 者 で 一 種 免 許 状 の 授 与 を 受 け よ う と す る も の

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
5	4	2 1	5	4 5
6	4	1 9	5	4 0
7	3	1 7	4	3 5
8	3	1 5	4	3 0
9	2	1 3	3	2 5
1 0	2	1 1	3	2 0
1 1	1	9	2	1 5
1 2	1	7	2	1 0

(イ) 臨 時 免 許 状 を 有 す る 者 で 二 種 免 許 状 の 授 与 を 受 け よ う と す る も の

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
6	4	2 9	2	4 5
7	4	2 6	2	4 0
8	3	2 3	2	3 5
9	3	2 0	2	3 0
1 0	2	1 7	1	2 5
1 1	2	1 4	1	2 0
1 2	1	1 1	1	1 5
1 3	1	8	1	1 0

イ 中 学 校 教 諭 免 許 状

(ア) 二 種 免 許 状 を 有 す る 者 で 一 種 免 許 状 の 授 与 を 受 け よ う と す る も の

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
5	1 0	1 6	4	4 5
6	9	1 5	4	4 0
7	8	1 4	4	3 5
8	7	1 2	3	3 0
9	6	1 0	3	2 5
1 0	5	8	3	2 0
1 1	4	6	2	1 5
1 2	3	5	2	1 0

(イ) 臨 時 免 許 状 を 有 す る 者 で 二 種 免 許 状 の 授 与 を 受 け よ う と す る も の

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	-----------------------------------	--------------	---------

目	論の教育の基礎的 理解に関する科目 等			
6	1 0	2 1	4	4 5
7	9	1 9	4	4 0
8	8	1 7	3	3 5
9	7	1 5	3	3 0
1 0	6	1 3	2	2 5
1 1	5	1 1	2	2 0
1 2	4	9	1	1 5
1 3	3	6	1	1 0

ウ 高等学校教諭免許状  
臨時免許状を有する者で一種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定 する科目	最低修得単位数
5	1 0	1 2	8	4 5
6	9	1 1	7	4 0
7	8	1 0	7	3 5
8	7	9	6	3 0
9	6	7	6	2 5
1 0	5	6	5	2 0
1 1	4	5	4	1 5
1 2	3	4	3	1 0

エ 幼稚園教諭免許状  
(ア) 二種免許状を有する者で一種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	領域に関する専門 的事項に関する科 目	保育内容の指導法 に関する科目又は 教諭の教育の基礎 的理解に関する科 目等	大学が独自に設定 する科目	最低修得単位数
5	4	2 0	6	4 5
6	4	1 8	5	4 0
7	3	1 6	5	3 5
8	3	1 4	4	3 0
9	2	1 2	4	2 5
1 0	2	1 0	3	2 0
1 1	1	9	3	1 5
1 2	1	7	2	1 0

(イ) 臨時免許状を有する者で二種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	領域に関する専門 的事項に関する科 目	保育内容の指導法 に関する科目又は 教諭の教育の基礎 的理解に関する科 目等	大学が独自に設定 する科目	最低修得単位数
6	5	3 0		4 5
7	4	2 7		4 0
8	4	2 4		3 5
9	3	2 1		3 0
1 0	3	1 8		2 5

1 1	2	1 5		2 0
1 2	2	1 2		1 5
1 3	1	9		1 0

(2) 養護教諭等

ア 養護教諭二種免許状を有する者で養護教諭一種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
3	8	6	2	2 0
4	7	5	1	1 5
5	5	4	1	1 0

イ 養護教諭臨時免許状を有する者で養護教諭二種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
6	1 4	8	2	3 0
7	1 2	7	2	2 5
8	8	6	2	2 0
9	7	5	1	1 5
1 0	5	4	1	1 0

(3) 栄養教諭等

栄養教諭二種免許状を有する者で栄養教諭一種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第 1 に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
3	3 2	2	6	4 0
4	2 7	2	6	3 5
5	2 3	2	5	3 0
6	1 8	2	5	2 5
7	1 4	2	4	2 0
8	1 0	1	4	1 5
9	6	1	3	1 0

(4) 一般教員のうち 29 年改正法附則第 8 項の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
1 0	2 0	2 4	1 6	9 0
1 1	1 9	2 2	1 5	8 5
1 2	1 8	2 0	1 4	8 0
1 3	1 7	1 8	1 3	7 5
1 4	1 6	1 7	1 2	7 0
1 5	1 5	1 6	1 1	6 5
1 6	1 4	1 5	1 0	6 0
1 7	1 3	1 4	9	5 5
1 8	1 2	1 3	8	5 0

19	11	12	7	45
20	10	11	6	40
21	9	10	5	35
22	8	9	5	30
23	6	7	4	25
24	5	6	4	20
25	4	5	3	15
26	3	4	3	10

(5) 一般教員のうち免許法施行規則附則第 38 項及び第 39 項の規定により保健の教科についての高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者  
 ア 修業年限 3 年の看護師養成施設を卒業した者

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(保健の教科に係るもの)	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
4	10	12	8	45
5	9	11	8	40
6	8	10	7	35
7	7	8	7	30
8	6	7	6	25
9	5	6	5	20
10	4	5	4	15
11	3	4	3	10

イ 修業年限 2 年の看護師養成施設を卒業した者

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(保健の教科に係るもの)	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
6	13	16	11	60
7	12	14	11	55
8	11	13	10	50
9	10	11	10	45
10	9	10	9	40
11	8	9	8	35
12	7	8	7	30
13	6	7	6	25
14	5	6	5	20
15	4	5	4	15
16	3	4	3	10

(6) 一般教員のうち免許法施行規則第 12 条の適用を受ける者  
 ア 小学校教諭二種免許状を有する者で小学校教諭一種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
3	2	13	3	25
4	2	11	3	20

5	1	9	2	15
6	1	7	2	10

イ 中学校教諭二種免許状を有する者で中学校教諭一種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
3	6	10	3	25
4	5	8	3	20
5	4	6	2	15
6	3	5	2	10

ウ 高等学校教諭臨時免許状を有する者で高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
3	6	7	6	25
4	5	6	5	20
5	4	5	4	15
6	3	4	3	10

エ 幼稚園教諭二種免許状を有する者で幼稚園教諭一種免許状の授与を受けようとするもの

在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
3	2	12	4	25
4	2	10	3	20
5	1	9	3	15
6	1	7	2	10

2 一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受けるものの単位の修得方法は、次に定めるところによる。

(1) 幼稚園教諭二種免許状  
小学校教諭普通免許状を有する者

在職年数	保育内容の指導法に関する科目	最低修得単位数
1	3	3

(2) 小学校教諭二種免許状  
ア 幼稚園教諭普通免許状を有する者

在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			最低修得単位数
		道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
1	7	1	2	10	
2	5	1	1	7	

イ 中学校教諭普通免許状を有する者

在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	最低修得単位数



	法に関する科目	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
1	7			2	9
2	5			1	6

(3) 中学校教諭二種免許状  
ア 小学校教諭普通免許状を有する者

在職年数	各教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	の指導法及びキャリア教育の理論及び方法	最低修得単位数
1	7	2		2	1 1
2	5	1		2	8
3	5	1		1	7

イ 高等学校教諭普通免許状を有する者

在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
1	1	1			1	3	6
2	1	1			1	2	5

(4) 高等学校教諭一種免許状  
ア 中学校教諭普通免許状を有する者（二種免許状を有する者を除く。）

在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
1	1				2	6	9
2	1				1	4	6

第 1 1 条中「附則第 1 4 項」を「附則第 1 8 項」に改める。  
別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式

修 得 単 位 集 計 表									
科目	単 位 数	修 得 内 訳							
		年月日	単 位 数	番 号	備 考	年月日	単 位 数	番 号	備 考
教科及び教職に関する科目									

- 注 1 この表は、願書に添付する単位修得証明書が 2 通以上ある場合に、修得した単位を一覧表にして表すためのものである。
- 2 年月日欄には、単位の修得年月日を記入すること。
- 3 番号欄には、単位修得証明書に付した整理番号（単位修得証明書には、願書に添付する順序に従って番号を付すものとする。）を記入すること。
- 4 備考欄には、その単位を修得した大学等の名称及び講習会等の名称を記入すること。
- 例えば、「県認講」、「熊大通信」、「公開」、「再教育」、「既習」等。

附 則  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表した平成 31 年（2019 年）熊本県選挙管理委員会告示第 2 号（政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成 31 年（2019 年）3 月 1 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

「  

熊本県農村振興政治連盟	中村 博生	政治団体の名称	熊本県土地改良政治連盟	熊本県農村振興政治連盟	平成30年(2018年)9月25日
-------------	-------	---------	-------------	-------------	-------------------

」を

「  

熊本県土地改良政治連盟	中村 博生	政治団体の名称	熊本県土地改良政治連盟	熊本県農村振興政治連盟	平成30年(2018年)9月25日
-------------	-------	---------	-------------	-------------	-------------------

」に

改める。

**宇城地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成30年度(2018年度)宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成31年(2019年)3月1日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成31年(2019年)3月19日(火) 午後3時30分から午後5時まで
- 2 場所  
熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室
- 3 議題  
(1) 第7次宇城地域保健医療計画の取組状況について  
(2) 熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会報告について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
宇城市松橋町久具400-1  
宇城地域保健医療推進協議会事務局(熊本県宇城保健所総務福祉課内)  
(電話0964-32-2416)